

# 福岡県公報

令和2年9月8日  
第134号

## 目次

### 告示 (第697号 - 第703号)

○都市計画の変更	(都市計画課)	1
○都市計画の変更	(都市計画課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○解除に係る保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○解除に係る保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
<b>公 告</b>		
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	3
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	3
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	3
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	3

	(中小企業振興課)	5
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	5
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	6
○意見募集の結果の公示	(道路維持課)	7
○意見募集の結果の公示	(道路維持課)	7
○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	7
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課)	7
○建築基準法に基づく道路の指定	(建築指導課)	8
○建築基準法に基づく道路の位置の指定	(建築指導課)	9
○私道の廃止及び変更の承認	(建築指導課)	10
○建築基準法に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の認定	(建築指導課)	10
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	10

## 告 示

### 福岡県告示第697号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和2年9月8日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画道路を変更（福岡広域都市計画道路1・3・11-1号前原二丈線、福岡広域都市計画道路3・1・11-1号池田東線の変更）

### 福岡県告示第698号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和2年9月8日

福岡県知事 小川 洋

二丈都市計画道路を変更（二丈都市計画道路1・4・18-1号前原二丈線、二丈都市計画道路3・4・18-1号武吉井線の変更）

**福岡県告示第699号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年9月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築	県 道	長 尾 稗 田 平 島 線	前	行橋市泉中央八丁目180番1先から 行橋市泉中央八丁目294番1先まで	10.7 ～ 11.0	118.8
			後	行橋市泉中央八丁目180番1先から 行橋市泉中央八丁目294番1先まで	10.7 ～ 26.0	118.8

**福岡県告示第700号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

令和2年9月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
京 築	県 道	杳 尾 大 橋 線	前	行橋市大字元永1030番先から 行橋市大字元永1020番1先まで	5.1 ～ 16.0	141.1	うち県道門司行橋線重用延長80.2メートル
			後	行橋市大字元永1030番先から 行橋市大字元永1020番1先まで	5.1 ～ 25.0	145.5	うち県道門司行橋線重用延長81.6メートル

**福岡県告示第701号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年9月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年9月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田 川	赤 池 糸 田 線	田川郡糸田町997番1先から 田川郡糸田町795番先まで

**福岡県告示第702号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のよう

に告示する。

令和2年9月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
太宰府市大字北谷字只越860の5
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

福岡県告示第703号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年9月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
京都郡みやこ町犀川帆柱1532の29（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概

要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年9月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(1) 名 称 （仮称）SVH福岡東店  
(2) 所在地 糟屋郡志免町別府北二丁目7番1 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年9月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(1) 名 称 ゆめタウン行橋  
(2) 所在地 行橋市西宮市三丁目125番1 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年9月8日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ライフガーデン甘木
- (2) 所在地 朝倉市一木字合畝町1208番1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年9月8日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和2年8月6日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 イオン福岡東ショッピングセンター
- (2) 所在地 糟屋郡志免町大字御手洗字高原6 外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後

株式会社メイカイ 代表取締役 野村 健二 東京都千代田区富士見一丁目4番4号	株式会社メイカイ 代表取締役 野村 明代 東京都千代田区富士見一丁目4番4号
--	--

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
イオン九州株式会社 代表取締役 山口 聡一 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 外25社	イオン九州株式会社 代表取締役 柴田 祐司 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 外16社

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年9月8日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和2年8月6日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後
(仮称) イオン小郡ショッピングセンター 小郡市大保17番1	イオン小郡ショッピングセンター 小郡市大保字弓場110

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後

イオン九州株式会社 代表取締役 山口 聡一 福岡市博多区博多駅南二丁目 9 番 11 号	イオン九州株式会社 代表取締役 柴田 祐司 福岡市博多区博多駅南二丁目 9 番 11 号
--	--

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
イオン九州株式会社 代表取締役 山口 聡一 福岡市博多区博多駅南二丁目 9 番 11 号 その外未定	イオン九州株式会社 代表取締役 柴田 祐司 福岡市博多区博多駅南二丁目 9 番 11 号 外 28 社

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年9月8日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 届出年月日  
令和2年8月6日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 ショッピングモールなかま
  - (2) 所在地 中間市上蓮華寺一丁目1-1外
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後

グリーンプラザ開発株式会社 代表取締役 冷牟田 茂一 中間市上蓮花寺一丁目2番1号	グリーンプラザ開発株式会社 代表取締役 小林 佑馬 中間市上蓮花寺一丁目2番1号
---	--

株式会社ダイエー 代表取締役 桑原 道夫 兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目1番1	イオンストア九州株式会社 代表取締役 平松 弘基 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
--	---

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ダイエー 代表取締役 桑原 道夫 兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目1番1 外40社	イオンストア九州株式会社 代表取締役 平松 弘基 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 外33社

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年9月8日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 届出年月日  
令和2年8月6日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 イオン二日市店
  - (2) 所在地 筑紫野市二日市北二丁目2番1号
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
イオンストア九州株式会社 代表取締役 榊 隆之 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号	イオンストア九州株式会社 代表取締役 平松 弘基 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

- 4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
イオンストア九州株式会社 代表取締役 榊 隆之 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 外10社	イオンストア九州株式会社 代表取締役 平松 弘基 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 外8社

#### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年9月8日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日  
令和2年8月6日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後
(仮称) イオン大野城乙金ショッピングセンター〔A区画〕 福岡都市計画事業乙金第2土地区画整理事業地内（27街区）	イオン乙金ショッピングセンター〔南街区〕 大野城市乙金三丁目1164番地

- 4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に

あっては代表者の氏名

変更前	変更後
イオン九州株式会社 代表取締役 柴田 祐司 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 その外未定	イオン九州株式会社 代表取締役 柴田 祐司 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 外8社

#### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年9月8日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日  
令和2年8月6日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後
(仮称) イオン大野城乙金ショッピングセンター〔B区画〕 福岡都市計画事業乙金第2土地区画整理事業地内（26街区）	イオン乙金ショッピングセンター〔北街区〕 大野城市乙金三丁目1165番地

- 4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
未定	株式会社ベスト電器 代表取締役 小野 浩司 福岡市博多区千代六丁目2番33号

外4社

**公告**

軌道法施行規則に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間の一部改正案について、令和2年4月28日から令和2年5月28日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、令和2年8月24日に改正しました。

令和2年9月8日

福岡県知事 小川 洋

問合せ先

県土整備部道路維持課管理係

電話：092-643-3653

メールアドレス：doroiji@pref.fukuoka.lg.jp

**公告**

電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間の設定案について、令和2年4月28日から令和2年5月28日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、令和2年8月24日に改正しました。

令和2年9月8日

福岡県知事 小川 洋

問合せ先

県土整備部道路維持課管理係

電話：092-643-3653

メールアドレス：doroiji@pref.fukuoka.lg.jp

**公告**

落札者等について、次のとおり公示します。

令和2年9月8日

福岡県知事 小川 洋

- 落札に係る物品等の名称及び数量  
材料表面高感度観察・解析顕微鏡（備出7）一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - 部局の名称  
福岡県総務部総務事務厚生課
  - 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号
- 落札者を決定した日  
令和2年8月6日
- 落札者の氏名及び住所
  - 氏名  
株式会社エリオニクス
  - 住所  
東京都八王子市元横山町三丁目7番6号
- 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
44,979,000円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 入札公告日  
令和2年6月26日

**公告**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり

公表する。

令和2年9月8日

福岡県知事 小川 洋

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

岩岡 勝廣

(2) 所在地

久留米市長門石三丁目1番52号

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

令和2年8月24日

4 処分の理由

事業者は、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ニの規定に該当し、法第14条の3の2第1項第1号の規定に該当するに至った。

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づき、次のように道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

令和2年9月8日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	指定年月日	指定期間	道路の位置	道路の延長(m)	道路の幅員(m)
1 福整第834号-7	令和元年11月28日	令和2年6月30日まで	起点：糸島市志摩小金丸字ヲトボ池2401-62 終点：糸島市志摩小金丸字ヲトボ池2401-62	28.38	5.71~6.24
2 福整第232号	令和2年4月14日	令和2年5月31日まで	起点：糟屋郡粕屋町仲原一丁目827-4、5、821-3、819-2	47.16	5.65~7.535

			終点：糟屋郡粕屋町仲原一丁目827-4、5、821-3、819-2		
2 福整第232号-2	令和2年6月8日	令和2年12月31日まで	糟屋郡粕屋町大字酒殿字大坪、字丸内、字中田原の各一部  粕屋町酒殿駅南土地区画整理事業 ①：都市計画道路3.4.67南里新大間線 ②：区画道路15-1 ③：区画道路9-1 ④：区画道路9-2 ⑤：区画道路6-1 ⑥：区画道路6-2 ⑦：区画道路6-3 ⑧：区画道路6-4 ⑨：区画道路6-5 ⑩：区画道路6-6 ⑪：区画道路6-7 ⑫：区画道路6-8 ⑬：区画道路6-9 ⑭：区画道路6-10 ⑮：区画道路6-11	①：172.7 ②：182.5 ③：244.1 ④：85.5 ⑤：79.0 ⑥：235.5 ⑦：324.9 ⑧：147.2 ⑨：88.5 ⑩：108.5 ⑪：38.0 ⑫：149.1 ⑬：144.5 ⑭：185.9 ⑮：92.4	①：16.0 ②：15.0 ③：9.0 ④：9.0 ⑤：6.0 ⑥：6.0 ⑦：6.0 ⑧：6.0 ⑨：6.0 ⑩：6.0 ⑪：6.0 ⑫：6.0 ⑬：6.0 ⑭：6.0 ⑮：6.0
2 福整第232号-3	令和2年6月17日	令和4年3月31日まで	起点：糸島市前原北二丁目1743番2先 終点：糸島市前原北二丁目1888番4先	190.0	19.0
2 福整第232号-4	令和2年6月25日	令和2年8月30日まで	起点：糸島市篠原東三丁目208番3の一部 終点：糸島市篠原東三丁目208番3の一部	18.01	5.585~6.0
2 北整第7号-1	令和2年6月22日	令和3年3月31日まで	起点：福津市中央六丁目5067番地地先 終点：福津市中央六丁目2664番地14地先	250.00	16.800~18.000
2 南整柳第957号	令和2年6月10日	令和4年3月31日まで	起点：三潞郡大木町大字上牟田口3123番5先 終点：柳川市蒲生1041番2先	541.50	13.00~17.40
2 南整柳第957号-2	令和2年6月10日	令和4年3月31日まで	起点：柳川市蒲生1046番1先 終点：柳川市金納25番1先	363.7	13.0~20.5

2南整柳第957号-3	令和2年6月24日	令和4年3月31日まで	起点：三潞郡大木町大字大角1151番10先 終点：三潞郡大木町大字上八院1857番1先	563.0	13.0~35.5
2女整第701号	令和2年5月1日	令和4年3月31日まで	起点：八女市吉田字屋敷1781-1 終点：八女市吉田字尻ノ坪772-4	210	15.1~33.0
2朝整第1470号	令和2年5月19日	令和2年8月31日まで	起点：朝倉郡筑前町松延字三国手697番4の地先 終点：朝倉郡筑前町松延字三国手694の地先	194.71	6.00~6.01
2朝整第1470号-2	令和2年5月28日	令和4年5月26日まで	起点：朝倉市入地1572番1 終点：朝倉市入地1591番1	217.0	10.0~15.4

## 公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のように道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

令和2年9月8日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	指定年月日	道路の位置	道路の延長(m)	道路の幅員(m)
1福整第984号-4	令和元年10月8日	糟屋郡志免町片峰四丁目2149番1、2149番4	28.63	5.01~5.2 (有効幅員5.00)
1福整第984号-5	令和元年10月24日	糟屋郡宇美町明神坂三丁目4549番49、5386番377、5386番39、5386番43	87.84	6.0
1福整第984号-6	令和元年11月26日	糟屋郡須恵町大字須恵字原口856番3、857番17、857番18、857番20、857番4、861番10、862番5、863番5	149.11	5.7~6.0
1福整第984号-7	令和元年11月27日	糟屋郡宇美町宇美中央四丁目3580番1、3580番4、3580番5、3580番6	71.14	5.0

1福整第984号-8	令和元年12月11日	糟屋郡宇美町ゆりが丘二丁目457番14	37.73	5.0
1福整第984号-9	令和2年1月7日	糸島市神在字犬石ノ前1100番6、1100番6地先水路の一部	41.77	4.15~4.50 (有効幅員4.03~4.38)
1福整第984号-10	令和2年3月23日	古賀市米多比字原田1521番1、1521番21	61.40	6.0
2福整第1520号	令和2年5月15日	糟屋郡須恵町大字新原字野間原91-1、92-1、92-2、93-1、94-1、102-5、102-8、102-9、103-2、103-7	92.17	6.0
2福整第1520号-2	令和2年6月16日	糟屋郡宇美町神武原二丁目2866-1、2866-2	45.91	5.0
1北整第606号-9	令和元年10月21日	遠賀郡水巻町伊左座五丁目251番1	40.0	6.0
1北整第606号-10	令和元年10月24日	遠賀郡水巻町二西三丁目775番1	75.27	6.0
1北整第606号-11	令和元年11月8日	福津市宮司浜三丁目1953-1、道の一部	34.54	5.7~5.98
1北整第606号-12	令和元年11月12日	福津市宮司五丁目1000-6、1000-7、1006-3、1007-1、1008-3、1008-6、1009-2、1009-16	101.2	6.0
1北整第606号-13	令和元年11月29日	遠賀郡水巻町二東三丁目378-3、407-2、404-1、6072の一部	77.84	6.0
1北整第606号-14	令和元年12月19日	遠賀郡水巻町伊左座五丁目238番1	57.64	6.00
1北整第606号-15	令和元年12月26日	遠賀郡水巻町頃末南三丁目19番1の一部	41.20	6.00~10.24
2北整第5号-1	令和2年6月11日	遠賀郡水巻町伊左座二丁目415番2	92.95	6.00
2南整柳第466号	令和2年5月8日	みやま市瀬高町山門字開1839番10	71.66	6.13~6.15 (有効幅員6.02~6.05)
2南整柳第466号-2	令和2年6月29日	柳川市三橋町垂見字北村445番1、区域内の道路である市有地の一部	11.60	4.01~4.59

2女整第47号-1	令和2年4月15日	筑後市大字熊野字北裏山1344番27	31.80	6.00
2女整第47号-2	令和2年5月12日	八女市宅間田字高龍寺313番1	89.69	6.00~6.15
2女整第47号-3	令和2年5月27日	八女市稲富字三角288番1	54.79	6.13 (有効幅員 6.00~6.03)
2女整第47号-4	令和2年6月12日	筑後市大字尾島字船小屋227番6、238番8	18.31	4.01~4.22
2女整第47号-5	令和2年6月12日	筑後市大字長浜字木ノ下1112番4、1114番6、市道の一部、水路の一部	63.45	6.00~6.38

### 公告

次の私道の廃止及び変更を承認したので、福岡県建築基準法施行細則（昭和26年福岡県規則第1号）第22条第2項の規定により公告する。

令和2年9月8日

福岡県知事 小川 洋

承認番号	承認年月日	申請種別	道路の位置	道路の幅員(m)
1福整第803号-3	令和2年2月18日	一部廃止	古賀市花見東二丁目1992番4の一部、1992番11	42.00
2福整第343号	令和2年4月20日	全部廃止	福岡県古賀市今の庄一丁目134番3	17.45
2女整第2051号-1	令和2年6月12日	全部廃止	筑後市大字尾島字船小屋238番4、227-4の一部、238-1の一部、238-5の一部、238-7の一部	34.9
2朝整第1066号	令和2年5月7日	全部廃止	朝倉市千代丸字山雀376番2、字深町377番3	49.79

### 公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、次の公告認定対象区域内において、一敷地内認定建築物以外の建築物の認定をしたので、同条第6項の規定により公告する。

令和2年9月8日

福岡県知事 小川 洋

認定番号	認定年月日	認定対象区域	縦覧に供する場所
31那整第387号	平成31年4月19日	大野城市月の浦三丁目215番	那珂県土整備事務所
1那整第1467号-2	令和元年10月21日	春日市弥生一丁目1番	那珂県土整備事務所
2北整第2号の2	令和2年8月24日	宗像市日の里五丁目1番	北九州県土整備事務所

### 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により北九州市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和2年9月8日

福岡県知事 小川 洋

北九州広域都市計画ごみ処理場の変更（平成31年3月29日北九州市告示第105号）